

## 回収は早い者勝ち？ 詐害行為の取消権とは

# 法律で解決！

中小企業トラブルは怖くない！

監修 宮下正彦 弁護士

## 事例

岩田さんは電気機器卸売業を営んでいます。ところが、ある専門学校から在学生向けのパソコンを大量受注したものの、代金の支払期限を過ぎても、まったく払ってもらえません。もしや倒産寸前なのではと不審に思った岩田さんは、専門学校の事務局長に掛け合いましたが、埒がきません。理事長に直談判しようかと考えていた時、別の会社には債務を完済しているという事実を突き止めました。憤る岩田さんは、何か法的な手立てが無いものかと、宮下弁護士を訪れました。

**宮下** 支払いがされていないのは、岩田さんの会社だけででしょうか。

**岩田** 理事長に談判しようと思った矢先に、同様に取引がある別の内装会社には完済しているのがわかったのです。そんな不公平なことってないじゃないかと思うのですが。

**宮下** 岩田さんのほかにも取引のある方々はかなりいらつしやるのですか。

**岩田** おそらくいらつしやると思います。地元では大きな学校ですので、その内装会社をはじめ、清掃会社、食堂、運営会社、事務局には派遣スタッフも働いていたようです。で、派遣会社などが考えられます。

**宮下** それらの会社からは、岩田さんのような行動を起こそうという動きはあるのでしょうか。

**岩田** 今のところお互い連絡を取り合っておりませんので何とも言えませんが、その内装会社にだけは支払いの遅延が無いと聞いています。

**宮下** わかりました。今回のケースでは、岩田商會が、専門学校の内装会社に対する弁済が「詐害行為」にあたるとして「詐害行為取

消権」（民法四百二十四条）を行使する可能性が考えられます。

「詐害行為取消権」とは、債権者が、その債権の引き当てとなる責任財産を保全するため、債務者がその債権者を害することを知りながら行った法律行為（詐害行為）の取り消しを裁判所に求めることができる権利のことを言います。

詐害行為取消権が認められるための要件は、①詐害行為前に被保全債権が存在していたこと、②取消債権者にとって自己の債権を保全する必要があること（無資力要件）、③財産権を目的とする法律行為を債務者が行ったこと、④その法律行為が債権者を害する行為であること、⑤受益者が詐害行為であることを知っていたこと（もつとも、⑤については相手方が「詐害行為であることを知らなかった」ことについて立証責任を負います）。

**岩田** 今回の場合、裁判所は、詐害行為としての取り消しを認めてくれるのでしょうか。

**宮下** この点は、現状ではまだ判断がつかないところがあります。具体的には、岩田さんには売掛金があったのですから①は問題ない

です。専門学校が内装会社に対して弁済したことは③に当たります。しかし、②の点、すなわち内装会社への支払いの時点で、専門学校が他に見るべき資産をもっていなかったかどうかは、現段階では資料もなく、わかりません。

また、④債権者に対する弁済は、債務者が特定の債権者と通謀し他の債権者を害する意思を持ってしたような場合を除き、原則として詐害行為になりません。裁判を進めていくとすれば、この辺りの点を確認しておく必要があります。

**岩田** そうですか。もしその要件が満たされたら裁判所が判断したら、債権の回収は可能ですか？

**宮下** そうであれば可能となります。詐害行為を取り消しを認める場合、裁判所は内装会社に対し、専門学校から受け取ったお金を岩田紹介に支払えという内容の判決を出します。弁済の効力が取り消されるのですから、本来なら内装会社から専門学校に対し返還されるべきお金ですが、専門学校が受け取らない恐れがあるため、岩田商會が受け取ることができるとです。

すると、岩田商會には専門学校に対して返還債務が生じますが、これは売掛金などの債権と相殺できますので、事実上は債権回収ができるということになります。

**岩田** 回収の可能性があるなら、私としては詐害行為の取り消しを検討してみたいと思います。しかし、他の業者、例えば清掃会社や派遣会社など、複数の債権者がいる今回のケースにおいて、岩田商會だけが回収すると